

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

別紙の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年2月17日

長崎地方法務局五島支局 登記官 西 久 保 勝 之

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(㎡)
3106-2022-0005	五島市玉之浦町幾久山字大野 2 1 0 番	畑	6 3 1
3106-2022-0007	五島市玉之浦町幾久山字大野 2 4 6 番口第 3	畑	4 8 9
3106-2022-0009	五島市玉之浦町幾久山字板ノ河内 7 6 7 番第 2	畑	6 2 1
3106-2022-0010	五島市玉之浦町幾久山字板ノ河内 7 6 7 番 3	田	4 6 2
3106-2022-0011	五島市玉之浦町幾久山字板ノ河内 7 6 8 番第 2	畑	1 0 2
3106-2022-0012	五島市玉之浦町幾久山字板ノ河内 7 6 9 番 3	畑	1 5 8